

# 特別法人事業税

これって、  
どんな税?!

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえた偏在是正措置として創設された国の税金です。（令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用されます。）

納める人

#### 法人事業税の納税義務がある法人

## 納める額

課税標準	法 人	税 率	
		令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで に開始する事業年度	令和4年4月1日以降に 開始する事業年度
法人事業税所得割額 (小売電気事業、発電事業、 特定卸供給事業に係る所 得割額を除く)	外形標準課税法人 (資本金1億円超の普通法人)	260.0%	260.0%
	外形標準課税法人以外の普通法人	37.0%	37.0%
	特別法人	34.5%	34.5%
法人事業税収入割額	収入金額課税法人のうち、電気供給業 (小売電気事業、発電事業を除く)、導管 ガス供給業、保険業を行う法人	30.0%	30.0%
	収入金額課税法人のうち、電気供給業 (小売電気事業、発電事業、特定卸供給 事業)を行う法人	40.0%	40.0%
	特定ガス供給事業を行う法人	30.0%	62.5%

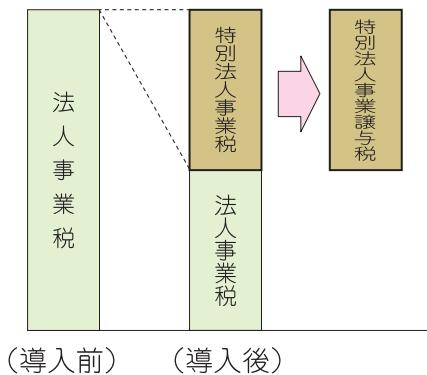
申告と納税

法人事業税と併せて都道府県に申告し、納めることになっています。

## 都道府県への譲与

特別法人事業税に係る税収は、都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収したのちに国に払い込み、人口を基準として都道府県に譲与されます（特別法人事業譲与税）。

### (制度導入のイメージ図)



## この税についてのお問い合わせ先

この税についてご相談、お尋ねになりたいことがありましたら、最寄りの県税事務所または県庁税務課までお問い合わせください。

名 称	担 当	電 話 番 号	F A X 番 号	所 在 地
鳥取県東部県税事務所	事業税担当	(0857)20-3515	(0857)20-3519	〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176(東部庁舎4階)
鳥取県中部県税事務所	事業税担当	(0858)23-3109	(0858)23-3118	〒682-0802 倉吉市東巖城町2(中部総合事務所内1階)
鳥取県西部県税事務所	事業税・簡税担当	(0859)31-9622	(0859)31-9613	〒683-0823 米子市加茂町一丁目1(米子市役所内2階)
鳥取県 庁 稅 務 課	課 稅 担 当	(0857)26-7054	(0857)26-7087	〒680-8570 鳥取市東町一丁目220